

障害者就労施設等からの物品等の調達に関する実態調査

【調査結果に基づく改善通知に対する改善措置状況】

群馬行政評価事務所は、障害者就労施設等からの物品等の調達を促進する観点から、前橋市内に所在する国の地方支分部局及び独立行政法人・特殊法人の支所等における障害者就労施設等からの物品等の調達の実績・情報収集等の状況を調査し、その結果に基づき、平成28年3月29日、8行政機関等に対し、改善意見を通知しました。

この度、各行政機関等から改善措置状況についての回答がありましたので、その概要を公表します。

【本件照会先】

群馬行政評価事務所評価監視官 松橋

電話:027-221-1648

FAX:027-221-1649

※ 改善通知に係る報道資料及び結果報告書等は、
群馬行政評価事務所ホームページに掲載しています。

<http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/gunma.html>

1 障害者就労施設等に関する情報収集

制度等の概要

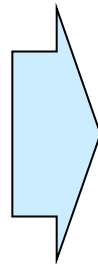
- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)第3条において、国及び独立行政法人等は、物品及び役務(物品等)の調達に当たっては、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めなければならないと規定
- 各省庁等が定める調達方針では、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該地方支分部局等が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努めることとされている。

通知事項(調査結果)

- **障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること。**

(調査結果)

- ・ 調査した13行政機関等のうち、10行政機関等は、厚生労働省のホームページからの検索、共同受注窓口への照会、個別の障害者就労施設等への照会等により、障害者就労施設等の情報(物品等の品目、規格、納期等)を収集し、調達可能な物品等を検討
- ・ 3行政機関等(群馬行政評価事務所、関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所、日本年金機構(前橋年金事務所))は情報収集を未実施



改善措置状況

- 改善意見を受けて、平成28年度に調達予定の物品及び役務について、県のホームページにより、県内の障害者施設等に発注可能な品目を確認、把握
また、上記の物品及び役務について、共同受注窓口へ照会し、見積書徴取の依頼が可能であることを確認
(群馬行政評価事務所)
- 改善意見を受けて、障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等についての検討を予定
(関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所、日本年金機構(前橋年金事務所))

2 障害者就労施設等からの見積書の徴取

制度等の概要

- 「障害者就労施設等からの物品等の調達に関する基本方針」（平成25年4月23日閣議決定）では、随意契約において、2人以上の者から見積書を徴取する場合、障害者就労施設等を含めて徴するよう努めることとされている。

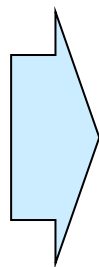
通知事項（調査結果）

- 随意契約において見積書を徴する場合、障害者就労施設等からの徴取に努めること。

（調査結果）

- ・ 調査した13行政機関等のうち、3か年（平成25年4月～27年11月末）とも障害者就労施設等からの調達実績がなかった8行政機関等では障害者就労施設等からの見積書徴取が皆無

（注） 8行政機関等のうち、2行政機関等は平成27年12月1日以降に物品等の見積書を徴取



改善措置状況

- 改善意見を提示した8行政機関等のうち6行政機関等は、会議用飲料、非常食（アルファ化米）、トイレトペーパー、店内装飾用雑貨類等について障害者就労施設等からの見積書を徴取
（関東管区警察局群馬県情報通信部、群馬行政評価事務所、前橋地方法務局、関東森林管理局、独立行政法人国立高等専門学校機構（群馬工業高等専門学校）、株式会社日本政策金融公庫（前橋支店））
- 残りの2行政機関等についても、障害者就労施設等からの見積書の徴取を予定
（関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所、日本年金機構（前橋年金事務所））

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の概要

(平成24年6月20日成立、同6月27日公布)

1. 目的(第1条)

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体(以下「障害者就労施設等」という。)の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

2. 国等の責務及び調達の推進(第3条～第9条)

〈国・独立行政法人等〉

〈地方公共団体・地方独立行政法人〉

優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める責務

障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務

基本方針の作成・公表(厚生労働大臣)

調達方針の策定・公表

調達方針の策定・公表(各省各庁の長等)

調達方針に即した調達の実施

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表等

調達実績の取りまとめ・公表等

3. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等(第10条)

- ① 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加契約を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに考慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 地方公共団体及び地方独立行政法人は、①による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供等(第11条)

障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

5. その他(附則第1条～附則第3条)

(1) 施行期日

この法律は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 検討

政府は、以下の事項について、3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ① 障害者就労施設等の物品等の質の確保等に関する支援及び情報提供の在り方
- ② 入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を評価して公契約の落札者を決定する方式の導入

(3) 税制上の措置

国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(注)厚生労働省の資料による。

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針の概要

(平成25年4月23日閣議決定、同4月26日告示)

1. 国及び独立行政法人等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的方向

- (1) 分野を限定することなく調達を推進すること。
- (2) 調達に関する他の施策等との調和を図ること。

2. 優先的に障害者就労施設等から調達すべき物品等の種類その他の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的事項

- (1) 障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めること。
- (2) 予算の適正な使用等に留意しつつ、随意契約を活用する場合には、障害者就労施設等からの調達の推進に努めること。
- (3) 調達に当たっての仕様等は必要十分かつ明確にするとともに、予定価格は取引の実例価格等を考慮して適正に設定すること。また、障害者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにする等競争への参加の機会の確保に留意すること。
- (4) 物品等の計画的な発注を行うとともに、障害者就労施設等に配慮した納期の設定に努めること。
- (5) 地方支分部局等ごとに地域の障害者就労施設等への発注に努めること。
- (6) 共同発注窓口を介した調達は、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこと。

3. 障害者就労施設等に対する国及び独立行政法人等による物品等の調達に関する情報の提供に関する基本的事項

透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、物品等の調達に関する障害者就労施設等への提供促進に資するため、調達に関する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により、障害者就労施設等に提供する等の措置を講ずること。

4. その他障害者就労施設等からの物品等の調達に関する重要事項

- (1) 調達推進のための体制を整備すること。
- (2) 調達方針の作成における留意事項
 - ① 原則として各機関の全ての内部組織に適用すること。
 - ② 物品、役務の種類ごとに調達実績額が前年度を上回ることなどの目標設定をすること。
- (3) 調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法等
 - ① 各省各庁の長等は、調達実績の概要の公表をできる限りわかりやすい形で行うこと。
 - ② 厚生労働大臣は、地方公共団体等を含めた国全体の調達実績の概要を取りまとめ、公表すること。
- (4) 公契約における障害者の就業を促進するための措置
- (5) 関係省庁等連絡会議の設置
- (6) 国は、必要に応じて基本方針の見直しを行うこと。
- (7) 各省各庁の長等は、厚生労働大臣又は内閣総理大臣からの要請に対し、対応について報告すること。

(注)厚生労働省の資料による。

(参考3)

障害者就労施設等と国の行政機関等との契約実績

(単位:件、千円)

府省庁等名	平成25年度 ①		平成26年度 ②		増減(②-①)		府省庁等名	平成25年度 ①		平成26年度 ②		増減(②-①)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		件数	金額	件数	金額	件数	金額
内閣府本府	16	2,155	22	3,339	6	1,184	文部科学省	29	21,698	39	13,754	10	▲ 7,944
宮内庁	16	7,714	32	8,897	16	1,183	厚生労働省	1,639	228,363	2,961	298,366	1,322	70,003
公正取引委員会	5	1,161	8	1,191	3	30	農林水産省	91	14,733	142	23,301	51	8,568
警察庁	29	98,701	52	71,620	23	▲ 27,081	経済産業省	36	2,106	31	5,876	▲ 5	3,770
金融庁	2	1,692	9	3,530	7	1,838	国土交通省	64	9,216	130	16,885	66	7,669
消費者庁	2	74	18	1,732	16	1,658	環境省	20	2,754	36	15,750	16	12,996
復興庁	1	36	7	1,278	6	1,242	防衛省	217	34,974	258	37,273	41	2,299
総務省	12	589	24	10,347	12	9,758	府省庁計 (A)	2,575	516,112	4,402	589,517	1,827	73,405
法務省	231	58,587	319	21,382	88	▲ 37,205	独立行政法人等 (B)	3,062	694,230	4,474	824,320	1,412	130,090
外務省	14	3,754	17	3,528	3	▲ 226	(A+B)	5,637	1,210,342	8,876	1,413,837	3,239	203,495
財務省	151	27,805	297	51,468	146	23,663							

- (注) 1 厚生労働省の資料に基づき、総務省関東管区行政評価局が作成した。
2 独立行政法人等の「等」は、特殊法人及び国立大学法人

物品・役務の品目分類及び調達先の分類

【物品・役務の品目分類】		
種別	品目	具 体 例
物 品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など
	②食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物など
	③小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗など
	④その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック、照明器具等上記以外の物品
役 務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライなど
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こしなど
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店など
	⑥その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別など

【調達先の分類】		
a	就労継続支援 A 型・B 型	障害者総合支援法第 5 条第 14 項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
	就労移行支援	障害者総合支援法第 5 条第 13 項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護	障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
	障害者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第 5 条第 25 項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
	小規模作業所	障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

- (注) 1 厚生労働省の調達方針に基づき当事務所が作成した。
2 調達先の分類の a は障害福祉サービス事業所等である。

障害者就労施設等からの物品等の調達の実績（国の地方支分部局等）

（単位：件、円）

調査対象機関	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
（国の地方支分部局）	5	916,813	11	2,237,525	12	1,522,887	28	4,677,225
群馬県情報通信部	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬行政評価事務所	0	0	0	0	0	0	0	0
前橋地方法務局	0	0	0	0	0	0	0	0
前橋財務事務所	0	0	2	830,059	3	104,602	5	934,661
群馬労働局	5	916,813	9	1,407,466	9	1,418,285	23	3,742,564
関東森林管理局	0	0	0	0	0	0	0	0
利根川ダム統合管理事務所	0	0	0	0	0	0	0	0
（独立行政法人）	3	50,073	12	1,237,111	13	1,556,061	28	2,843,245
赤城青少年交流の家	2	48,078	0	0	0	0	2	48,078
群馬工業高等専門学校	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬中央病院	—	—	10	1,232,991	10	1,545,761	20	2,778,752
群馬用水管理所	1	1,995	2	4,120	3	10,300	6	16,415
（特殊法人）	0	0	0	0	0	0	0	0
前橋年金事務所	0	0	0	0	0	0	0	0
日本公庫前橋支店	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	8	966,886	23	3,474,636	25	3,078,948	56	7,520,470

- (注) 1 当事務所の調査結果による。
2 平成 27 年度は平成 27 年 11 月 30 日現在である。
3 件数は全て随意契約の件数である。
4 前橋財務事務所は、平成 25 年度に合同庁舎管理庁として調達した物品が 2 件（102,060 円）あるが、組織単独の調達ではないため、これを除いた。
5 実績のなかった行政機関等のうち、群馬県情報通信部及び日本公庫前橋支店では、平成 27 年 12 月以降に次の物品等の調達を予定している。
・ 群馬県情報通信部：非常食（アルファ米）
・ 日本公庫前橋支店：小物類（花びん、ペン立て等）